

淡路市教育委員会告示第19号

淡路市立しづかホール及び淡路市立サンシャインホールの指定管理者の公募について

淡路市立しづかホール及び淡路市立サンシャインホールについて、両施設を一括して、管理運営する指定管理者を選定するため、指定管理者の公募を行うこととしたので、次のとおり公募概要を公表する。

令和7年8月18日

淡路市教育長 角 村 光 浩



1 公の施設の概要

施設 の 名 称	淡路市立しづかホール
施設の所在地	淡路市志筑新島5番地4
施設の設置目的	市を訪れる人々及び市民の芸術文化に関する知識及び教養と心身の健全な発達を図り、活気ある地域づくりを推進することを目的とする。
施設 の 面 積	敷地面積 13,720.67㎡ 建物面積 2,745.01㎡ 延床面積 3,111.2㎡
主 な 施 設	ホール・会議室・リハーサル室

施設 の 名 称	淡路市立サンシャインホール
施設の所在地	淡路市浦148番地1
施設の設置目的	市を訪れる人々及び市民の芸術文化に関する知識及び教養と心身の健全な発達を図り、活気ある地域づくりを推進することを目的とする。
施設 の 面 積	敷地面積 6,055.93㎡ 建物面積 2,542.73㎡ 延床面積 3,659.56㎡
主 な 施 設	ホール・研修室・市民ギャラリー・和室・図書館・談話室 ※ 図書館は、募集する対象施設には含まない。

2 申請受付期間

令和7年8月18日（月）から同年9月19日（金）までの午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、期間内に必着のこと。）とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。

3 募集要項の配布

募集要項は、令和7年8月18日（月）から同年9月5日（金）までの午前9時から午後5時までの間（休日を除く。）に、下記5に記載する受付場所で配布するほか、淡路市ホームページ（<http://www.city.awaji.lg.jp/>）からもダウンロードすることができる。

4 応募書類の提出

令和7年9月8日（月）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時までの間（休日を除く。）に下記5に記載する受付場所へ持参（郵送の場合は期間内に必着のこと。）する。電子メール、ファクシミリ等による提出及び提出期限を過ぎたものは受け付けない。また、原則として、提出後の内容変更はすることができない。

5 受付場所

淡路市生穂新島8番地

淡路市教育委員会事務局 教育部 社会教育課

電話 0799-64-2520（直通）

FAX 0799-64-2566

6 利用料金に関する事項

利用料金制度を採用するので、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができる。詳細は、募集要項を参照すること。

7 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(指定期間)

令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）まで

8 応募資格条件等

(1) 応募者の資格

ア 応募者の資格を有する者は、指定期間中において、安全かつ円滑に施設を管理運営可能な実施体制及び経営基盤等が確保されている法人又はその他の

団体（以下「法人等」という。）若しくはグループ事業体とし、個人の応募は、できないものとする。

イ グループ事業体で応募するときは、必ず代表企業又は団体を定め、協定の締結に当たっては、グループ事業体の構成員全てを協定該当者とし、選定後の協議は、代表企業又は団体と行うが、協定に関する責任は、グループ事業体の構成員全てが負うものとする。

ウ 次に掲げる団体は、応募することができないものとする。

（ア） 市議会議員が代表者その他の役員である団体

（イ） 市長、副市長又は教育長が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものを出資している団体を除く。）

（ウ） 教育委員会の委員が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものを出資している団体を除く。）

（2） 欠格事項

法人等の団体及びその代表者が、次に掲げる者に該当しないこととする。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者

カ 市県民税、固定資産税、自動車税及び国民健康保険税などの地方税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税などの国税を滞納している者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者

9 選定及び管理の基準

（1） 選定の基準

ア 施設の運営が利用者の平等利用及びサービスの向上を確保することができるものであること。

イ 施設の効用が最大限に発揮できるとともに、効果的かつ効率的な管理が図られるものであること。

ウ 施設を適正に管理するに当たり、十分な能力を有するものであること。

(2) 管理の基準

施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。）は、利用料金その他の収入及び本市が支払う指定管理料をもって充てる。詳細は、募集要項を参照すること。

10 管理に係る業務の範囲及び内容

管理に係る業務の範囲及び内容は、淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第290号）及び淡路市立文化ホール管理規則（平成18年淡路市教育委員会規則第2号）に定めるもののほか、教育委員会が別に定めるところによる。ただし、基本的な業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の利用に係る料金に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 教育委員会が別に定める業務

11 その他 詳細は、募集要項を参照すること。